

平成十八年十一月定例会（十一月二十日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成十八年十一月二十日（月曜日）

出席議員（三十三名）

第一番	伝田長男君
第二番	塩入学君
第三番	加藤吉郎君
第四番	中川弘君
第五番	町田伍一郎君
第六番	小林義和君
第七番	野々村博美君
第八番	伊藤治通君
第九番	小林秀子君
第十番	石坂郁雄君
第十一番	池田清君
第十二番	植木新一君
第十三番	北澤正啓君
第十四番	善財文夫君
第十五番	中澤直人君
第十六番	田沢佑一君
第十七番	米澤生久君
第十八番	関正義君
第十九番	円尾美津子君
第二十番	金田茂君
第二十一番	碓井亮一君

第二十三番	毛利鹿峰君
第二十四番	篠原誠君
第二十五番	清水嘉夫君
第二十六番	山本国雄君
第二十七番	関塚賢一郎君
第二十八番	小林毅君
第二十九番	伊藤延夫君
第三十番	佐野昌平君
第三十一番	久保田良一君
第三十二番	宮島康光君
第三十三番	羽入田頼衛君
第三十四番	神谷昇君
第三番	風間俊宣君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長（長野市長）	鷲澤正一君
助 役	酒井登君
収入 役	伊藤克昭君
監 査 委 員	小林昭人君
副広域連合長（須坂市長）	三木正夫君
副広域連合長（千曲市長）	宮坂博敏君
副広域連合長（坂城町長）	中沢一君

副広域連合長（小布施町長） 市村良三君
 副広域連合長（高山村長） 久保田勝士君
 副広域連合長（信州新町長） 中村靖君
 信濃町助役 横川正知君
 副広域連合長（小川村長） 大日方茂木君
 副広域連合長（中条村長） 宮島和彦君
 副広域連合長（飯綱町長） 遠山秀吉君
 公務のため欠席した理事者
 副広域連合長（信濃町長） 服部洋君

説明のため会議に出席した職員

（事務局職員）

事務局長 米倉秀史君
 事務局次長兼総務課長 中澤秀生君
 事務局次長 市村卓美君
 事務局次長兼環境推進課長 山崎富夫君
 介護認定審査課長 中村義男君
 総務課調整幹 小島章夫君
 総務課主幹 和田秀晴君
 環境推進課建設推進室長 土屋文治君
 総務課課長補佐 犬飼厚君
 環境推進課課長補佐 山崎千裕君
 総務課係長 青木知之君

総務課係長 新井芳美君
 介護認定審査課係長 内海修君
 環境推進課係長 小池啓道君
 環境推進課係長 八町充君
 職務のため会議に出席した職員
 総務課主査 池田順英君
 環境推進課主査 宮川隆一君

議 事 日 程

一 閉会

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の指定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議会第一号上程、提案者説明、質疑・討論省略、採決
- 一 議会第二号上程、議長から指名、決定
- 一 議会第三号上程、議長から指名、決定
- 一 議案第六号、議案第七号及び認定第一号一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 承認第二号から承認第七号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 報告第二号、理事者報告
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 議会第四号上程、議長から指名、決定
- 一 議会第五号上程、議長から指名、決定
- 一 常任委員会及び議会運営委員会正副委員長互選の結果報告
- 一 議会第六号上程、決定
- 一 議会第七号上程、決定
- 一 議会第八号上程、決定
- 一 広域連合長あいさつ

午後二時二十七分 開会

○議長（伊藤治通君）ただいまのところ、出席議員数は三十三名でございます。ます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成十八年十一月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後二時二十八分 開議

○議長（伊藤治通君）本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、三番 風間俊宣君の一名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願い致します。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、議席の指定を議題と致します。

議長から異動のあった十三名の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

ただ今御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定します。

該当議員さんは、お手元の名簿の順に自席で自己紹介を、お願い致します。

それでは、一番の伝田君からお願い致します。

(該当議員自己紹介)

○議長(伊藤治通君) 次に、会議録署名議員を()指名申し上げます。

二番 塩入学君、三十二番 宮島康光君、以上、二名の方を指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十八年一月分から九月分の一般会計・特別会計の

例月現金出納検査及び定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者及び説明のため会議に出席する職員に異動がありましたので、紹介致します。

(信州新町長、小川村長、事務局長、次長兼環境推進課長、建設推進

室長自己紹介)

○議長(伊藤治通君) それでは議事に入ります。

議会第一号 長野広域連合議会 委員会条例の一部を改正する条例を議題と致します。

提出者伊藤延夫君の説明を求めます。

二十九番 伊藤延夫君。

○二十九番(伊藤延夫君) 私から、議会第一号「長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

これは、本年四月一日から長野広域連合が処理する事務に、新たに障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定審査会の設置に関する事務が追加されたことに伴い、この事務を福祉環境委員会の所管事項とするため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論を省略して、ただちに採決にはいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

採決にはいります。

採決を行います。

議会第一号 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の、挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議会第二号 常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に関しては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。

このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、議長から後任の委員を指名申し上げます。

総務委員会委員に、伝田長男君、加藤吉郎君、小林秀子さん、池田清君、中澤直人君、清水嘉夫以上六名。

福祉環境委員会委員に、塩入学君、風間俊宣君、中川弘君、町田伍一郎君、石坂郁雄君、米澤生久君、山本国雄君以上七名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に関しては、先に広域連合議会議員に一部異動がありました。このため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により、

議長から後任の委員を指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、加藤吉郎君、町田伍一郎君、小林秀子さん、米澤生久君、清水嘉夫君以上五名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名致しましたとおり、後任の委員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君）御異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

続いて議事に入ります。

議案第六号、議案第七号及び認定第一号、以上三件、一括議題と致します。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鷺澤正一 連合長。

○広域連合長（鷺澤正一）本日、ここに平成十八年十一月長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。提出いたしました議案などの審議につきまして宜しくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、本連合の事務事業の当面する諸課題等について申し上げます。

最初に、広域的ごみ処理対策について申し上げます。

本連合では圏域内三か所において、ごみ処理施設の建設を進めております。

このうち、一施設目のごみ処理施設の建設予定地である長野市におきましては、本年三月に建設候補地の地元となります大豆島地区及び松岡区において、検討組織を立ち上げていただきまして、現在、ごみ焼却施設の建設受け入れについて、御検討をいただいているところであります。本年六月に、建設候補地の測量・地質調査の実施について、大豆島地区

区長会及び松岡区に御依頼申し上げましたところ、慎重に御検討をいただき、本年十月三十一日付で両者から御了解をいただくことができました。今週中には現地説明会を開催し、調査に入る予定であります。本年十二月中旬までに調査結果をとりまとめ、年内には地元の皆様に御報告できるものと考えております。

なお、県条例に基づく環境アセスメントの実施につきましては、引き続き、地元の皆様にご理解いただけますよう、十分な説明に努めてまいります。

二施設目のごみ処理施設の建設予定地である千曲市におきましては、本年七月十日付で、中区を建設候補地として市が説明会等を実施することを承認する旨の千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会の中間報告がとりまとめられました。

現在はこの報告に基づき、地元の皆様と懇談会を開催するなど話し合いを進めているところであります。

なお、本年十月三日、千曲市のあんずホールにおいて、千曲市との共催による、ごみシンポジウムを開催いたしました。地元千曲市の住民の皆様をはじめ、圏域内外から七百名を超える大勢の皆様にご参加をいただくことができました。

議員の皆様にもお忙しい中を多数御参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

このシンポジウムを通じ、参加者の皆様には、ごみ処理施設の必要性や安全性等について、一定の御理解をいただけたものと考えております。最終処分場の建設を予定している須坂市の状況ではありますが、建設候補

地二か所の地元となります米子区において、本年四月に役員対象の説明会が開催され、本連合も須坂市とともに出席し、須坂市からは候補地選定の経過について、また、本連合からは最終処分場等の施設整備計画について、それぞれ説明をさせていただきました。

その後、米子区の住民の皆さんと六月には意見交換会を、八月には説明会を開催し、また、須坂市及び本連合との窓口となる検討組織を立ち上げていただいたところでございます。

本連合の最重要課題でありますごみ処理施設の建設については、いずれも建設候補地が選定され、地元の皆様との話し合いが本格化してまいります。

施設建設は地元住民の皆様のご理解をいただくまでにはまだ時間が必要であり、今後、紆余曲折もあるかと存じますが、地元市と十分に連携を図りながら、粘り強く一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、引き続き、一層の御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

平成十七年度の老人福祉施設等運営事業特別会計の決算状況は、実質収支が約二億三千万円の黒字となりました。しかし、平成十七年十月月から施設の居住費や食費が利用者負担となるなど、介護報酬が改定された影響等によりまして、平成十六年度と比較して実質収支は約三千七百万円の減となっております。

また、本年四月からの介護報酬につきましても、更に減額改定されま

したことから、特別養護老人ホームの運営は一層厳しい状況となっております。

本連合においては、これらの減収に対応し、今後も適切な介護サービスの提供と健全な運営を維持していくために、本年度から向こう二か年の「収支改善計画」を策定して、引き続き健全経営に努力してまいります。

また、平成十七年度の介護保険法の改正では、介護予防に重点を置いた制度が新設されました。本連合においてもこれに対応するため、特別養護老人ホームにおいては、短期入所事業に介護予防短期入所生活介護事業を追加し、また、デイサービスセンターにおいては、介護予防通所介護事業等の事業を追加しております。

また、養護老人ホームについても制度改正が行われ、今まで介護保険サービスが受けられなかった養護老人ホームの入所者のうち、要支援者、要介護者については介護保険制度が適用されることとなりましたことから、本連合が管理運営する二つの養護老人ホームにおいても体制を整備し、本年十月一日から介護保険によるサービスの提供を開始しております。

本連合の高齢者福祉施設につきましては、現在、本年六月に設置された高齢者福祉施設等の在り方検討懇話会において、民営化を含めて施設の今後の在り方について、検討をお願いしております。

本年度中には懇話会から提言がいただける予定となっております。今後、懇話会の提言を踏まえつつ、介護保険制度の改正や多様化するニーズに対し適切に対応しながら、サービスの充実と安定した施設運営に努め、

御利用者の皆様の安全で快適な生活を確保してまいります。

次に、介護認定審査について申し上げます。

平成十七年度の介護認定審査判定件数は、合計二万五千二十四件で、対前年度比は九十二・三パーセントとなり、平成十六年度と比較して二千七十八件の減少となりました。

これは、介護保険法施行規則が改正され、平成十六年度から認定有効期間が最長二十四か月に延長可能とされたことが大きく影響しているものと思われまます。

なお、この認定有効期間が最長二十四か月に延長された件数は、五千七百八十一件で更新申請全体の三十二・九パーセントとなっております。

また、昨年の介護保険法の改正に伴い、本年四月から「予防給付」がスタートいたしました。本連合においては、予防給付対象者の審査判定を本年二月十六日から行ってまいりました。

本年度の予防給付の判定実績は、この十月末現在の審査判定件数一万五千二百五十九件のうち、予防給付対象の要支援一及び二は四千五百五十八件となり、全体の二十七・四パーセントとなりました。

次に、障害程度区分認定審査について申し上げます。

昨年十月に可決成立いたしました障害者自立支援法に基づく市町村審査会につきましては、関係市町村の協議により本連合において共同設置することとなりました。

圏域内の各医師会をはじめ、関係団体の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本年五月十四日に審査会委員の任命式を行い、その後六月十二日から審査判定を開始しております。

審査会委員は、精神科医などの医師十六名をはじめ、保健、福祉の関係者、学識経験者等により、総勢四十名、一合議体五名の八合議体で構成し、特に委員には障害者の方にも加わっていただき、より障害者の実情を踏まえた審査判定が行えるよう、努めているところであります。

実績は、本年十月末で審査会を四十二回開催し、約九百件の審査判定を行い、これまでに在宅者の審査判定については、ほぼ終了している状況であります。

来年度以降の審査会運営につきましては、障害程度区分の認定有効期間が三年であることから、平成十九年度からの審査判定件数が大幅に減少することが見込まれ、また、本年度審査判定を受けた者は三年後の平成二十一年度に更新時期が到来いたしますが、本年度のように短期間に審査判定が集中しないように、各市町村において認定有効期間の終期を調整しておりますことから、審査会委員の人数については減員して運営する方向で検討しております。

最後に広域的課題について申し上げます。

新たな広域的課題として、「広域的高度情報化の推進」及び「広域的消防、救急、救助、防災体制の推進」につきまして、本年より専門部会を立ち上げ、調査・研究を進めております。

このうち、広域的高度情報化の推進につきましては、関係市町村が個々に導入している情報処理システムについて、市町村の独自性に配慮しながら事務の効率性や経費削減等の観点から、その共同化・標準化について調査・研究しております。

広域的消防、救急、救助、防災体制の推進につきましては、現在、

圏域内にある長野市、須坂市及び千曲坂城の三消防本部の広域化の可能性について検討しております。国においても、本年六月、管轄人口三十万人規模以上の消防本部を目指し、消防組織法の一部を改正しておりますことから、今後、本連合においては、この消防組織法の改正内容も踏まえながら、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上、当面する諸課題等を申し上げますが、本日提出いたしました案件は、平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算など議案一件、専決処分承認案件六件、専決処分の報告案件一件、認定案件一件であります。

詳細につきましては、助役から説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤治通君） 酒井登 助役

○助役（酒井登君） 本定例議会に提出いたしました各議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第六号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出に、それぞれ二億七千四百一十一万六千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十一億六千三百六十二万九千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、特別養護老人ホーム小布施荘に入所され

ておりました故野村鶴子様から、公正証書に基づく四千八十五万円の寄附があったことに伴い、寄附者の遺志により、備品の購入費として、五百二十万円を追加し、その差額につきましては、施設利用者の処遇の向上のため、基金に積み立て、今後の施設運営に使用してみたいと考えております。また、併せて、老人ホーム等の平成十七年度決算に伴う繰越金二億二千三百三十六万六千円を財政調整基金に積立てるため、追加をお願いするものでございます。

次に、議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、老人ホーム等に勤務する職員の特殊勤務手当の見直し等に伴い、改正するものでございます。

特殊勤務手当につきましては、現在、国、県をはじめ関係市町村においても見直しが行われておりますが、本連合におきましても、現行の手当が特殊勤務手当の支給の趣旨であり、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に相当するかなどについて検討を進めてまいりました結果、現在、老人ホーム等に勤務する職員に日額で支給しております福祉業務手当のうち、死亡者の取扱いを除く手当について、廃止することとし関係条例の改正をお願いするものであります。

また、同時に改正を予定しております長野広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは特殊勤務手当の見直しの検討過程において、夜間における介護業務が、近年の施設利用者の重度化傾向に伴い、職員の精神的、肉体的負担が増しつつある現状を踏

まえまして、特殊勤務手当のうち、夜間に係る支給額相当を、夜間勤務手当として支給するため、夜間勤務手当の下限額を二千三百円から三千五百円に改めるものがございます。

次に、認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計・各特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、お手元に配布してございます決算書の、目次の次のページ、A三横長の表となっております、決算一覧表を御覧いただきたいと存じます。

一般会計と各特別会計の決算額の合計でございます。

まず、歳入の収入済額、A欄でございますが、一番下の合計の欄を御覧いただきたいと存じます。合計額が四十億六千二百三十四万三千四百十三円となっております。

続いて歳出の決算額でございます。支出済額、B欄の合計の欄で御覧いただきたいと存じます。

総額二十七億三千九百六十五円となりました。

次に、各会計ごとに順を追って御説明申し上げます。

まず、一番上の一般会計から申し上げます。

歳入につきましては、予算現額が六億九千二百八十四万五千円に對しまして、調定額及び収入済額は、七億二千二百五十七万八千九百九十二円となりまして、収入率は、予算現額に對しましては百二・八パーセント、調定額に對しましては百・パーセントでございます。

次に、歳出の予算現額は、歳入と同額でございますが、支出済額は、六億三千四百二千四百二十九円となりまして、予算現額に對する執行

率は、八十七・一パーセントでございます。

従いまして、収入済額から支出済額を差し引きいたしました歳入歳出差引額は、一億八百九十一万五千四百六十三円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額でございます。この額が翌年度へ繰り越される額でございます。

次に、老人福祉施設等運営事業特別会計について御説明申し上げます。

予算現額は、歳入歳出ともに三十二億三千九百五十八万八千円でございますが、これに對し、歳入におきましては、調定額が三十二億五千七百六十六万六千二百五十八円、収入済額が三十二億五千四百六十四万八千六百三十三円となりまして、収入率は、予算現額に對しましては、百一・六パーセント、調定額に對しましては、収入未済額が二百五十一万七千六百二十五円でございますので九十九・九パーセントでございます。

歳出の支出済額は、三十億二千二百二十八万三千五百二十四円となりまして、予算の執行率は九十四・三パーセントでございます。

従いまして、歳入歳出差引額でございますが、一億三千三百二十六万五千九百九円となりまして、これが翌年度へ繰り越される額でございます。

次に、長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計について御説明申し上げます。

予算現額は、歳入歳出ともに八千四百三十万二千円でございます。

これに對しまして、歳入におきましては、調定額、収入済額とも九千五百六十三万六千六百八十八円となりまして、収入率は、予算現額に對しましては百十三・四パーセント、調定額に對しましては百・パーセントでございます。

また、歳出の支出済額でございますが、七千八百九十六万七千二百となりまして、予算の執行率は九十三・七パーセントでございます。

従いまして、歳入歳出差引額は、一千六百六十六万九千六百六円となりまして、この額が翌年度へ繰り越される額でございます。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、次のページ以降に掲載しております各会計の決算書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

何とぞ十分御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。

次に、小林監査委員から発言を求められておりますので、許可致しなす。

小林昭人 監査委員。

○監査委員（小林昭人君） 私から、ただ今、提案説明されました認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計及び各特別会計の決算につきまして、毛利委員と共に審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、連合長から審査に付されました各会計の決算書及びその附属書類並びに基金の運用状況を示す書類につきまして、収入役、関係課及び関係施設所管の諸帳簿、証書類と照合するとともに、

予算の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係職員の説明を聴取し、また例月現金出納検査並びに現場実査により審査をいたしました。

その結果、決算書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿と符合し、平成十七年度の決算及び財政状況等を適正に表しているものと認めた次第でございます。

なお、審査の詳細及び意見につきましては、お手元に配布申し上げます。でございます平成十七年度長野広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書のとおりでございますので、御覧いただきたいと存じます。

さて、特別養護老人ホームの運営についてでございますが、介護保険制度のもとで各施設は、自主運営が求められており、そのためには収入の安定的な確保が最重要課題となっております。

特に平成十七年度は、十月に介護報酬単価が引き下げられたことから、ほとんどの施設で前年度に比較し減収となっており、また今後も見直しをされる可能性があります。

施設を長期的、安定的に運営していくためには、減収対策として収入未済額の縮減と稼働率の向上及び経費節減に努めていただくとともに、併せて職員一人一人が経営感覚をもち、最小の経費で最大のサービス提供ができますよう、より一層の御努力を御期待申し上げます。決算審査の報告といたします。

○議長（伊藤治通君） これより議案質疑に入ります。

なお、ご発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願いします。
それでは、質疑に入ります。

議案第六号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算、歳入歳出一括質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 続いて、認定案の質疑にはいります。

認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計、各特別会計決算の認定については、各会計ごとに一括してお願いします。

初めに、平成十七年度長野広域連合一般会計。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 進行致します。

平成十七年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 山本国雄君

○二十六番(山本国雄君) 二十六番 信州新町の山本国雄です。

平成十七年度長野広域連合一般会計・特別会計の中で、一般会計と運営事業特別会計、ふるさと市町村圏事業特別会計の三件ともに予算現額に対して収入額がそれぞれ百パーセント以上というその一番の理由はどういふところからきているんでしょうか。

○議長(伊藤治通君) 事務局長

○事務局長(米倉秀史君) それぞれ三会計ともですが、繰越金が予算現額に比べて増えてきているということで、それに伴いまして決算が予算現額より多いということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤治通君） 山本国雄君

酒井登助役。

○二十六番（山本国雄君） 先ほどの説明にもありました今のページの差引残額AマイナスBというかたちの後ろに翌年度へ繰り越すべき財源、この形のもが今年度の予算の中に乗せられたという理解の仕方ではないのでしょうか。

○議長（伊藤治通君） 事務局長

○事務局長（米倉秀史君） この翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、十七年度に行います事業を繰り越して行う場合のその財源でございます。広域連合の場合はございませんでゼロとなっております。今後この実質収支の剰余金につきましては、それぞれの基金に積み立てるといいう形になるわけでございますのでお願いいたします。

（進行）と呼ぶ者あり

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

議案第六号 議案第七号及び認定第一号以上三件、お手元に配布致しました委員会付託表のとおりそれぞれ関係の常任委員会に付託致します。

次に、承認第一号から承認第七号以上六件、一括議題と致します。理事者の説明を求めます。

○助役（酒井登君） 承認第二号 専決処分分の報告承認を定めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、本年三月六日をもって、真田町、丸子町及び武石村が上田市へ合併されたため、本連合職員のうち杏寿荘及びはにしな寮に勤務する職員の旅費支給に係る在勤地の地域に関する規定から、これらの町を削除したものでございます。

次に、承認第三号 専決処分分の報告承認を定めることについて御説明申し上げます。

これは、平成十七年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算について地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

補正予算書の五ページを開き願います。

今回の補正の内容について、歳出から御説明申し上げます。

第一款 民生費 三項 二目の久米路荘費五百三十三万一千円の追加は、職員の人事異動により人件費に不足を生じたため追加したものであります。

六項 一目の財産管理費十二万五千円の追加は、特別養護老人ホームの財政調整基金の運用利子が、当初の見込を上回り十二万五千円の増額

となったため、これを同基金へ積み立てるため追加したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

四。ページにお戻り願います。

第一款 サービス収入 一項 二目の施設介護サービス費収入五百三十三万二千元の追加は、久米路荘の人件費の不足に充当するため追加したものでございます。

第四款 財産収入 一項 一目の利子及び配当金十二万五千元の追加は、特別養護老人ホームの財政調整基金の運用利子が、当初の見込を上回ったことにより追加したものでございます。

以上が、補正予算の内容でございますが、これにより予算の総額を三十二億三百九十五万八千元とした次第でございます。

次に、承認第四号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、本年四月一日から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者が給付を受けるための障害程度の判定を行う障害程度区分認定審査会を本連合が設置することとなったため、制定したものでございます。

条例の主な内容でございますが、一つは、同審査会の委員の定数を法令の規定により定めるもので、委員定数を四十人とするもの、二つ目として、同時に、附則におきまして、長野広域連合特別職の職員で非常勤

の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の報酬を介護認定審査会の委員報酬と同額の一万八千円と定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、障害者自立支援法の施行日と同日の平成十八年四月一日としたものでございます。

次に、承認第五号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の主な内容につきましては、平成十七年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改正されたため、本連合職員の給与につきまして、国家公務員の措置に準じて改正したものでございます。

一。ページを御覧いただきたいと存じますが、第七条では、第一項で、現行の年四回の昇給の時期を、連合長の定める日とし年一回とし、第二項では、給料表の号俸を四分割したことに伴い、標準昇給号俸を四号俸とし、第三項では、五十五歳を超える職員の標準昇給号俸を二号俸としたものでございます。

また、第二十九条では、勤勉手当の支給割合について、六月期の支給割合を百分の七十五から百分の七十二・五に改め、十二月期の支給割合と同率としたものでございます。

第三十六条では、特殊勤務手当の支給を受ける職員の勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎に、特殊勤務手当を加えたものでございます。

なお、給料表の改正につきましては、現行の八級を六級に変更し二ページのとおりに改めたものとさせていただきます。

また、施行日につきましては、国と同様に本年四月一日としたものとさせていただきます。

次に、承認第六号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び長野広域連合通所介護の利用料に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものとさせていただきます。

改正に当たりましては、平成十七年度の介護保険法の改正により地域密着型サービスや介護予防給付などの新たなサービスが新設されたことに伴い、本連合が運営しております老人ホームにおいて、これらの事業を行うため、事業の内容及び利用料等について、新たに規定したものとさせていただきます。

改正の主な内容でございますが、まず、第一条の長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正では、その中の第四条で特別養護老人ホームにおいて行う事業に介護予防短期入所生活介護を追加したもの、第七条では、事業の追加に伴う利用料の額を国の基準に基づき規定したものとさせていただきます。

次に、第二条の長野広域連合通所介護の利用料に関する条例の一部改正では、その中で第一条でデイサービスセンターにおいて実施する事業に、従来の通所介護事業に加え、認知症対応型、介護予防及び介護予防

認知症対応型の各通所介護事業を追加し、第三条でそれぞれの事業に係る利用料の額について、国の基準に基づき、規定したものとさせていただきます。

また、施行日につきましては、これらの改正に係る介護保険法の施行日と同日の本年四月一日としたものとさせていただきます。

次に、承認第七号 専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものとさせていただきます。

これは、同じく平成十七年度の介護保険法の改正により条例を改正したものとさせていただきます。

介護保険法の改正により養護老人ホームの入所者うち介護保険の要介護等に認定されております入所者については、新たに介護保険給付を受けられることとなりましたことから、施設に入所したまま介護保険の給付を受けていただくため、施設が実施する事業及び利用料等について、新たに規定したものとさせていただきます。

主な改正の内容でございますが、第四条では、養護老人ホームの入所者に介護サービスを提供するため、御覧の四つの事業を追加し、第七条では、事業の追加に伴う利用料の額を国の基準に基づき規定したものとさせていただきます。

また、施行日につきましては、これら事業の実施に係る介護保険法上の経過措置として定められた日と同日の本年十月一日としたものとさせていただきます。

以上、六件につきまして、地方自治法第七十九条第二項の規定により御報告申し上げます。

なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上で説明を終わります。
本件に関して質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件に関しては委員会付託を省略し、直ちに採決にはいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決にはいります。

採決を行います。

承認第二号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第三号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第四号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第五号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第六号 専決処分報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第七号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第二号 専決処分の報告について、本件に関して理事者から報告を求めます。

酒井登助役。

○助役（酒井登君） 報告第二号 専決処分の報告につきまして、御説明を申し上げます。

これは、昨年十一月初旬、特別養護老人ホーム矢筒荘において、御利

用者が特殊浴室で入浴をされていた際に、転倒により右足の足根骨及び腓骨を骨折された事故に係るものでございまして、損害賠償額について示談が成立しましたので、広域連合専決処分指定の件第五号の規定により、三月二十八日付けで専決処分を致したものでございます。

以上、地方自治法第八十条第二項の規定により御報告申し上げます。

○議長（伊藤治通君） 以上、報告のとおりであります。

ただ今より、委員会開会のため、午後四時まで休憩致します。

（休憩） 二時二十分

（再開） 三時五十八分

○議長（伊藤治通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第六号、議案七号及び認定第一号、以上三件一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務委員会委員長北澤正啓君。

○総務委員会委員長（北澤正啓君） 十四番 北澤正啓でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会

決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。続いて、福祉環境委員会委員長田沢佑一君。

○福祉環境委員会委員長（田沢佑一君）十七番 田沢佑一でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され広域連合に要望いたしました主たる事項について申し上げます。

一として、平成十七年度決算に係る環境推進課の不用額について、予算編成時に適切な事業見直しを把握され、予算編成をすること。

二として、本連合の施設入所希望者について千名を超える待機者の解消に向け関係市町村と協力して努力すること。

三として、老人福祉施設の財政分析の調査結果を議会委員会へ報告すること。以上であります。報告を終わります。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の、議案第七号 長野広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野広域連合職員との給与に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君）賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第六号 平成十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤治通君）全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の認定第一号 平成十七年度長野広域連合一般会計・各特別会計決算の認定について、質疑、討論の通告がありません。

るので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤治通君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議会第四号 常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に關しましては、委員会条例第七条第一項の規定により、議長から指名申し上げます。

総務委員会委員に、伝田長男君、塩入学君、加藤吉郎君、野々村博美さん、小林秀子さん、池田清君、北澤正啓君、田沢佑一君、米澤生久君、関正義君、金田茂君、毛利鹿峰君、清水嘉夫君、関塚賢一郎君、伊藤延夫君、久保田良一君、羽入田頼衛君以上十七名。

福祉環境委員会委員に、風間俊宣君、中川弘君、町田伍一郎君、小林義和君、伊藤治通、石坂郁雄君、植木新一君、善財文夫君、中澤直人君、岡尾美津子さん、碓井亮一君、篠原誠君、山本国雄君、小林毅君、佐野昌平君、宮島康光君、神谷昇君以上 十七名。

お諮り致します。

ただ今、議長より指名いたしましたとお選び選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会第五号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致します。

本件に關しましては、委員会条例第七条第一項の規定により、議長から指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、加藤吉郎君、町田伍一郎君、野々村博美さん、小林秀子さん、北澤正啓君、米澤生久君、関正義君、毛利鹿峰君、清水嘉夫君、関塚賢一郎君、久保田良一君、羽入田頼衛君以上十二名。

お諮りいたします。

ただ今議長より指名致しましたとお選び、選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の互選のための会議の招集は、委員会条例第九条第一項の規定により、議長が行う

ことになっております。

お手元に配布の一覧表のとおり場所を定めますので、常任委員会、議会運営委員会の順序で、ただ今から順次開催されますよう御連絡申し上げます。

この際、正副委員長互選のため、四時十五分まで休憩致します。

(休憩) 四時六分

(再開) 四時二十二分

○議長(伊藤治通君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選の結果を御報告申し上げます。

総務委員会委員長田沢佑一君、副委員長金田茂君、福祉環境委員会委員長植木新一君、副委員長神谷昇君、議会運営委員会委員長加藤吉郎君、副委員長関正義君以上のとおりであります。

次に、議会第六号常任委員会、議会運営委員会閉会中継続調査申出について、お諮り致します。

本件については、この際、本日の日程に追加し、議題と致したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

議会第六号 常任委員会、議会運営委員会閉会中継続調査申出についてを議題と致します。

会議規則第一百一条の規定により、お手元に文書をもって配布のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮り致します。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤治通君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり決定致しました。

(善財文夫副議長退席)

○議長(伊藤治通君) 副議長善財文夫君から、副議長辞職願が提出されております。

お諮り致します。

この際、議会第七号 副議長辞職についてを本日の日程に追加し、議

題とすることに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、議会第七号 副議長辞職についてを、本日の日程に追加し、議題と致します。

まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○事務局長（米倉秀史君）それでは朗読いたします。

辞職願。平成十八年十一月二十日。長野広域連合議会 議長、伊藤治通君。長野広域連合議会 副議長 善財文夫。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう、長野広域連合議会 会議規則第三百二十六条の規定により願ひ出ます。以上でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（伊藤治通君）お諮り致します。

善財文夫君の副議長辞職願を許可することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤治通君）異議なしと認めます。

よって、善財文夫 君の副議長辞職願を許可することに決しました。

〔善財文夫君 着席〕

○議長（伊藤治通君）善財文夫君から発言を求められておりますので、許可致します。

善財文夫君

○十五番（善財文夫君）このたび、副議長を辞職させていただきました須坂市議会の善財文夫でございます。この二年間広域連合議会という大変大きな括りの議会の一翼を担わせていただきました。また須坂市議会とは違う新たな議会運営も学ばせていただきましたところであり、今後残された任期、一議員としてこの広域連合の諸課題に取り組みたいと思います。この間、伊藤議長さん初め議員の皆様方、理事者、事務局の皆様に変にお世話になりましたことに御礼を申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤治通君）ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮り致します。

この際、議会第八号 副議長選挙を本日の日程に追加し、副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤治通君） 異議なしと認めます。

よって、議会第八号 副議長選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮り致します。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長において、指名することに致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に十六番中澤直人君を指名致します。

お諮り致します。

ただ今指名致しました中澤直人君を副議長の当選人と定めることに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤治通君） 御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名致しました中澤直人君が副議長に当選されました。

ただ今当選されました中澤直人君が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人である旨の告知を致します。

当選人の発言を求めます。

十六番中澤直人君。

○十六番（中澤直人君） ただいま指名されました千曲市議会中澤直人君で

ございます。この広域連合ますますこれから重要性を増してくるところで

ございます。今まで宮々と築き上げたこの広域連合を地域のためになる

ように議員の皆さん、また、理事者の皆さんのお力をお借りしながら議

長を助けこの地域のために頑張りたいと思います。ありがとうございます。

ました。

○議長（伊藤治通君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件

の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可致します。

鷲澤正一 連合長。

○広域連合長（鷲澤正一君）十一月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今後も関係市町村と連携を図りながら、広域行政を推進し、圏域の住民福祉の向上に努めてまいりますので、議員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

今年も残すところ後一月余りとなりました。

朝夕一段と寒さが厳しくなっておりますが、議員の皆様方には、健康には十分、御留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございます。

○議長（伊藤治通君）以上をもちまして、平成十八年十一月長野広域連合議会定例会を閉会致します。

午後四時三十二分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

平成十八年十二月二十七日

議長 伊藤 治通

副議長 善財 文夫

副議長 中澤 直人

署名議員 塩入 学

署名議員 宮島 康光